

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』支給要件を満たすことを証明する各種書類一覧

支給対象者の要件	左記要件を満たすことを証明する必要書類
①家庭から多額の仕送りがない	<u>学生支援緊急給付金申請書に金額（年額）を記載</u> （１年生は仕送り予定額、２年生以上は2019年度の仕送り額を記載）及び <u>預貯金通帳等のコピー</u> （提出不可能な場合を除く）
②原則として自宅外で生活している	<u>アパート等の賃貸借契約書のコピー等（必須）</u> ※UNIPA掲示の申請方法及び必要書類欄にも提出必須の旨、記載あり。提出は１枚のみ。
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	<u>学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書に金額（年額）を記載</u> （１年生はアルバイト収入予定額、２年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載）
④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	<u>学生支援緊急給付金申請書の「３．申し送り事項」に事情を記入</u> 及び コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の <u>受給証明書等のコピー</u> （提出不可能な場合を除く）
⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50％）している	<u>アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳のコピー等</u> （本年１月以降の２か月分で減少がわかるもの）（提出不可能な場合を除く）
⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす 1.高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者 2.新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあっては、限度額まで利用している者又は限度額までの申し込みをすでにしている者 3.新制度に申込みをしている者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は限度額までの申し込みをすでにしている者 4.新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は限度額までの申し込みをすでにしている者 5.要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者	<u>左記１の対象者：給付奨学金奨学生証のコピー</u> <u>左記２の対象者：給付奨学金奨学生証のコピー及び貸与奨学金奨学生証のコピー</u> （貸与奨学金奨学生証のコピーについては、第一種奨学金申込手続き中の場合は除く） <u>左記３の対象者：貸与奨学金奨学生証のコピー</u> （第一種奨学金申込手続き中の場合は除く） <u>左記４の対象者：貸与奨学金奨学生証のコピー</u> （第一種奨学金申込手続き中の場合は除く） <u>左記5の対象者：民間等による支援制度利用を証明できる認定書のコピー</u> （提出不可能な場合を除く）